

第12号議案

平成23年度京都府電気事業会計予算

(総則)

第1条 平成23年度京都府電気事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 供給電力量	44,900,000キロワット時
(2) 供給電力料金	401,411,000円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収	入	
第1款	電気事業	収益		403,416千円
第1項	営業	収益		401,695千円
第2項	財務	収益		1,721千円
		支	出	
第1款	電気事業	費用		402,066千円
第1項	営業	費用		380,904千円
第2項	財務	費用		11,901千円
第3項	事業外	費用		8,260千円
第4項	特別	損失		1千円

第 5 項 予 備 費 1,000千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 201,236千円は、当年度分消費税資本的
収支調整額 5,473千円及び過年度分損益勘定留保資金 195,763千円で補填するものとする。）。

収 入

第 1 款 資 本 的 収 入 1千円

第 1 項 固 定 資 産 売 却 代 金 1千円

支 出

第 1 款 資 本 的 支 出 201,237千円

第 1 項 建 設 改 良 費 114,937千円

第 2 項 企 業 債 償 還 金 85,300千円

第 3 項 予 備 費 1,000千円

(債務負担行為)

第 5 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
平成 23 年度 水力発電施設整備費	平成23年度から平成24年度まで	169,000 <small>千円</small>

(一時借入金)

第 6 条 一時借入金の限度額は、30,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第 7 条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議

会の議決を経なければならない。

職員給与費

106,888千円

平成23年2月7日提出

京都府知事 山田 啓二